

三豊市農業委員会 12月定例総会議事録

令和2年12月15日午後1時30分より、三豊市農業委員会12月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名（農業委員22名、農地利用最適化推進委員7名）
欠席者 3名

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	ー
4番	松岡 幸信	ー	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

8番	近藤 修	○	12番	石井 秀一	ー	21番	原 伸治	○
30番	三谷 清	○	45番	酒井 貢	○	50番	白井 敦司	○
58番	浪越 香	○	60番	中西 正則	○			

2. 署名委員

5番 黒木 昭則
23番 正田 茂義

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 磯崎 早記
主任 菅原 雅慶
主任 大井 要平

5. 書記

主任 赤松 琴美

6. 議題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
- 議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
- 議案第 7号 非農地通知の件について
- 議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長

ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会12月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会 長

みなさん、こんにちは。今年も残すところあと2週間となりました。数日前から急に冷え込むようになりました。今年を振り返ってみますと、当初から新型コロナウイルス感染症がいつ終息するのかと思っておりましたら、第1派、第2派、第3派とますます猛威をふるってまいります。来年も新型コロナウイルス感染症との戦いは続きます。また、夏の猛暑と少ない雨量に耐え、さらに鳥インフルエンザが連続して発生し、約170万羽が処分されました。三豊市のニワトリがいなくなるのではないかと心配しております。今日の会議に出席するため、車を運転しておりましたら、大型バス数台が停車しておりました。香川県の職員や市の職員、多くの方々が今も防疫活動に従事しておられるようでございます。終わってみれば、大変な出来事ばかりが思い出され、暗い年だったように感じます。不安を抱えながら、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、業務に取り組んでいただき、心より感謝申し上げます。今年つらかった分、来年は明るい話題がありますよう、祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
本日の案件はそう多くありませんが、できるだけ簡潔に、スピーディーに議事進行を行ってまいります。皆様のご協力を賜りまして、スムーズに審議ができますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、3番 岡根 謙 委員、4番 松岡 幸信 委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
本日も、香川県において「新型コロナウイルス感染警戒期」と位置づけられておりますため、定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議 長

ただ今から、三豊市農業委員会12月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは5番 黒木 昭則 委員、23番 正田 茂義 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

[議案第1号 番号1号から番号5号を朗読]

以上5件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長

ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一 同

[なしの声あり]

議 長

ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号5号の5件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。3ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

[議案第2号 番号1号から番号3号を朗読]

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議 長

ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一 同

[なしの声あり]

議 長

無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号3号の3件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

なお、議案第3号のうち番号4号の案件については、議席番号14番 田所 上奉 委員が、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、議事参与の制限に該当する案件です。

従いまして、議席番号14番 田所 上奉 委員 の退席いただき、番号4号を先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

一 同

[なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。それでは、議席番号14番 田所 上奉 委員、退席してください。

(田所 上奉 委員 退席)

議 長 それでは、議案第3号番号4号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号4号について説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号4号を朗読]

以上1件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

15番 番号4号について説明します。譲受人はブドウを中心に経営する専業農家です。来年度から基盤整備事業に着手することになりました。譲受人が所有するブドウ畑が事業計画区内にあり、ブドウを撤去することになったため、代替地を探しておりました。申請地は譲受人の農地に隣接しており、耕作放棄地となっていました。所有する譲渡人に譲ってほしいと申し入れたところ、快諾してくれ、話がまとまりました。今後はブドウを植える予定です。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号4号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号4号1件につきましては、許可することと決定します。

ここで、議席番号14番 田所 上奉 委員の入室および着席を許可します。

(田所 上奉 委員 着席)

議 長 田所委員、議案第3号の番号4号につきましては、許可することと決定しました。審議を続けます。議事参与の制限に該当する案件の審議が終わりましたので、議案第3号の番号1号から番号3号、番号5号から番号6号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号3号、番号5号から番号6号を朗読]

以上5件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2番 議席番号4番 松岡 幸伸 委員が欠席のため、代わって、番号1号について説明します。譲渡人は高齢となり、十分農地を管理できなくなりました。譲受人は若い担い手で、申請地周辺で大規模に農業経営を行っています。申請地の隣地にハウスを建てて、ブロッコリーとチンゲンサイを中心に作付けする予定です。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いします。

13番 番号2号から番号3号について、まとめて説明します。譲受人は高齢となり、農地の管理ができなくなり、荒廃していました。申請地は、譲受人の住居に隣接しており、荒廃したままでは困るということで、売買の話がまとまりました。今後は菜園場として野菜を作るということです。どちらも、周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いします。

14番 番号5号から番号6号について説明します。まず、番号5号についてです。譲受人は農園の経営主で、海外からの研修生を受け入れ、大規模に経営しています。研修生の住居を探していたところ、譲受人の実家が空き家になっているため、売買を申し入れました。それならば、農地も一緒に買ってこないかという話になり、売買がまとまりました。現地を確認したところ、一部耕作放棄地もありますが、農地に復旧する予定です。

番号6号についてです。申請地は基盤整備をした農地で、譲受人が借り受け、自身の農地と合わせて耕作しています。譲渡人は遠方に住んでおり今後も耕作することができないため、不動産仲介業者を介して譲渡したいと話があり、まとまりました。どちらも周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号と番号5号から番号6号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号と番号5号から番号6号の5

件につきましては許可することと決定します。

次に進ませさせていただきます。7ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号5号を朗読]

農地区分につきましては、番号4号はJRの駅から300メートル以内に位置しておりますので、第3種農地です。その他は全て第2種農地です。

以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。

15番 番号2号について説明します。申請人は土木建設業を営んでいます。申請人の所有する貸店舗の駐車場が不足していると相談があり、そのために転用したいとの申請です。位置図公図をご覧ください。併せ利用地の2091番地に貸店舗があります。申請地は従業員用の駐車場として使用する予定だそうです。周辺農地や水利関係に同意を得ており、周辺農地に影響はないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。9ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号13号を朗読]

農地区分につきましては、全て第2種農地です。

以上13件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。農地よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号2号と番号3号は関連しておりますので、まとめて説明いたします。位置図公図をご覧ください。813番1、4、5には賃貸用集合住宅が2棟建てています。この集合住宅を建てる時に、譲渡人との話し合いで、境界をまっすぐにすることで合意しておりましたが、手続きを行っておらず無断転用となっていました。番号1号の申請により住宅を建設する計画があるため、申請地を分筆して譲渡することで解消することにしました。周辺に問題ないと思われまます。よろしくご審議ください。

15番 番号10号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。譲受人は運送業を営んでおり、事業拡張のため新たに駐車場用地を探していました。不動産仲介業者を通して譲受人と話がまとまりました。水利関係の同意も得ておりますので、周辺農地への影響もないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

23番 番号5号について質問します。譲渡人欄と譲受人欄に同じ方の名前があるのですが、どのような内容なのでしょう。

事務局 番号5号についてお答えいたします。この譲渡人に関連して、番号4号から番号7号の4つの申請が出ております。もともと一つの農地だったところを、3世帯それぞれの住居として使用します。番号5号はその3名が共有する住宅への進入路部分の申請となっております。おっしゃるとおり、3名のうち1名は農地の所有者ですので、その方については申請不要とのことですが、わかりやすくするため議案書には記載させていただいております。

議長 ということは、3名の名前で登記するのですか。

事務局 分譲住宅地の進入路部分に関しましては、共有で登記することもありますし、分譲住宅事業者の名前で登記することもあります。番号5号に関しては、分譲住宅事業者が入っていませんので、家を建てるそれぞれの方の共有名義となる予定です。

議長 よろしいですか。他に質問はありますか。

8番 3名で共有ということは、固定資産税はどうなりますか。

事務局 詳しくは税務課に聞いていただくこととなりますが、代表者外2名ということで、納税は代表者をお願いするようになっていると思います。

議長 よろしいですか。他にご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、以上の点を踏まえて、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号の13件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

以上1件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。
この変更申請は、工期の延長ということですね。

事 務 局 はい。一時転用で花崗土採取による農地造成を行っておりますが、完了が遅れる見込みです。

議 長 わかりました。よろしいですか。他にご意見、ご質問はありますか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号5号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。茶畑が耕作放棄され、荒廃しています。現地を確認したところ、当該地を含め周辺は原野となっていました。農地への復旧は困難と思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

7 番 番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。現地を確認しましたところ、90番と98番には墓地がありそこまでは行けまますが、周辺は山林化しております。当該地にも大きな木が生えており、農地に復旧することは困難です。ご審議よろしくお願いたします。

11 番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。現地を確認したところ、4272番は谷になっており、竹がたくさん生えておりました。他2筆も木が生えツルが茂っていました。山林となっており、農地として利用できません。周辺に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 番号4号については、私の担当区域ですので、私から説明させていただきます。位置図公図をご覧ください。工業団地の近く南側にあります。元はカキ畑だったのですが、今は進入路も無く、雑木が茂っております。

続いて番号5号については、2地区にまたがっております。代表して私から説明いたします。当該地は、まんのう町と三豊市の境に位置しております。現地を確認しましたところ、竹や雑木が茂り、進入路もありませんでした。長期間放置され、山林となっています。農地に復旧することは困難です。ご審議よろしくお願いたします。

担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 最近、非農地判断の案件が非常に増えています。かつては農地として管理されていたところが、人間の手が入らなくなり山林化するというのは、中山間部の現実であります。

ご質問が無いようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号の5件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

説明の前に、議案の修正をお願いいたします。16ページの（公財）香川県農地機構を通じた所有権移転の事案につきましては、取り下げとなりましたので、削除してください。

今月は議案書の17ページから57ページまでです。17ページは、基盤整備事業に伴い、農地中間管理機構に貸し付ける申請2件です。18ページから50ページまでの管理者から耕作者への貸付は64件、51ページからの農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては10件、合計76件となっております。

以上、利用権の設定76件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は76件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後2時40分からといたしますので、よろしくをお願いいたします。

午後 2時30分休憩

午後 2時40分再開

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
その他の件について、事務局から説明をお願いします。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

2. 令和2年度 農業者年金新規加入推進活動について

議 長 _____

3. その他

署名委員 _____

(1) 1月定例総会について

日 時 令和3年1月20日(水)午後1時30分

署名委員 _____

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
1月7日(木)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町: 貞廣 駿	高瀬町: 宮崎 和代
		山本町: 大西 弘	財田町: 森 尚行

閉 会 【午後 3時00分】